

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和5(2023)年3月22日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「昨日と今日のWBCの野球観戦で気持ちが引きつけられ、選手以上に高揚していたかもしれない。監督の、決して目立ちはしないものの、選手の自主性を大事にして任せているという、我慢強いその姿に非常に惹かれた。きっと自分の願いは伝えてあると思うが、願いを伝えた上で、それぞれの選手がしっかりと受け止めてやってくれるという、見守ることができる器に非常に感心した。強くて引っ張るリーダーもいるが、自分は目立たなくても、きっちりと人を生かせるリーダーという姿もあると感じながら見ていた。

本日から新しい体制でスタートとなるが、各部長は、この1週間、新しい部署で、見、聞き、様々なことを感じたと思うが、最初の印象というのは大切だと思う。良いなと感じたことは、ぜひ大事に伸ばしていただきたいし、必ず疑問に思うこともあるはずである。本能的にあれっと思ったことは追及してほしいし、改善する余地があると思うので、この1週間で感じた自分の思いをぜひ大事にしていきたい。また、4月1日の人事異動に伴い、スタッフが変わるときに、自分の方針をしっかりと打ち出してもらい、前任者が3か月で作ってきた成果をしっかりと分析し、良いものは続け、さらにバージョンアップするため、もう1つ、2つ先の手を打つという気持ちでぜひチャレンジしていただき、自分の中で策を講じながら、消極的にならず攻めていただきたい。

年頭に掲げた目標、重点を意識していただきたいし、各部署でそれぞれ達成目標を決めていることから、それをクリアしていくことが、職員皆のモチベーションを上げていくと思うので、取組をよろしく願いたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 個人情報の保護等に関する条例制定に係る公安委員会規則等の一部改正等について

警察本部から「デジタル社会形成整備法により、総務省所管、国の行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、個人情報保護委員会所管、民間事業者を対象とした「個人情報の保護に関する法律」の三法を「個人情報の保護に関する法律」に統合し、令和5年4月1日から地方公共団体にも適用される。これに伴い、旧条

例である「個人情報保護条例」を廃止し、新条例である「個人情報の保護等に関する条例」が新たに制定されるとともに、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の一部改正が行われることに伴い、所要の改正を行う。

まず1つめの岩手県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則についてであるが、旧条例が廃止され、新条例が制定され施行されることに伴い、本規則において旧条例の引用部分を新条例で改めたもの、また、公文書管理条例の審理員の指名等の適用除外規定を本規則に新たに引用し規定するもの。

2つめは、岩手県公安委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則についてであるが、これについても、旧条例が廃止され、新条例が制定され施行されることに伴い、本規則において旧条例の引用部分を新条例条及び法律の引用に改めるもの。また、法においては、「個人情報」とは生存する個人に関する情報である旨規定しており、死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできないとされていることから、条例において、個人情報とは明確に区分した上で、死者情報の開示請求等について定め、これを踏まえ、項目を新たに設け、条例の規定に基づく死者情報の開示請求があったファイル等の保存期限の延長について定めるもの。

3つめは、岩手県公安委員会における個人情報の管理に関する規則の制定についてであるが、個人情報の保護に関する法律第66条第1項で安全管理措置について定めているが、「保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定されたことから、個人情報保護委員会作成の「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を踏まえ、国家公安委員会個人情報管理規則に準拠し、新たに岩手県公安委員会における個人情報等の管理に関する規則を制定することとしたもの。

4つめは、岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の制定についてであるが、旧条例を廃止し、新条例が新たに制定されたこと、新たな規則の趣旨規定に法の規定の委任事項を定める旨が加わること、現行規則の改正内容が大部分となることから、本規則は廃止制定されることとなったものであり、主な変更点としては、①個人情報ファイル登録簿の作成及び公表に係る細目について規定するもの、②電磁的記録の開示の実施の方法について、保有個人情報の開示は、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行うこととされたことから、電磁的記録の開示の実施の方法について、類似制度である情報公開条例の一部を改正する条例と統一的な規定を置くもの、③行政文書の写し等の送付に要する費用は、実施機関が定める方法により納付しなければならないこととされたことから、行政文書の写し等の送付に要する費用の額及び納付の時期について規定するものである。

5つめは、岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正についてであるが、情報公開条例の一部改正に伴い、送付費用の納付等について定める所要の改正を行うもので、①実施機関が定めることとされている費用の納付時期及び費用の額を定めるもの、②任意様式により開示請求を行うことも認めているところ、必要的記載事項のみを記載した開示請求書が提出され事実上取扱いを受けることが困難な状態にあったため、開示請求書に記載することができる事項について明示するもの、

③従前の取扱では、開示の実施に要する費用に相当する額を通知してきたが、一部改正により費用負担が手数料の徴収に納められ、コピーや複製物の交付を受け取る場合には、その枚数によって手数料が発生するため、開示決定の際に手数料の額を通知することとし、また、開示の実施に当たる資料の送付費用を併せて通知することとしたもの、④開示の実施方法については各実施機関が別に定めていたが、統一したものである。施行日は、新条例の施行期日と同日である4月1日となっている。」旨の説明があり、決裁をした。

《 委員発言 》

「体制について、所管が個人情報保護委員会に統一され、新しい個人情報保護法の対象が地方公共団体に拡大されるということか。」

→本部説明

「そのとおり、対象が地方公共団体を含めて拡大するということになる。」

○ 「岩手県警察における次世代育成支援及び女性職員の活躍推進のための行動計画」の改訂について

警察本部から、「改訂の趣旨であるが、県警では、令和3年3月、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「岩手県警察における次世代育成支援及び女性職員活躍推進のための行動計画」を策定し、ワークライフバランスや女性活躍のための施策を推進してきた。昨年の男性職員の育児休業取得率は、19.2%から71.6%に大幅に向上しているが、これまでの取組の経過を踏まえ、同計画に設定している数値目標を上方修正するなどの改訂を行い、3月1日に施行している。

つぎに、行動計画の概要について、行動計画の根拠となっている法律は、次世代育成支援対策推進法と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律であるが、両法は、職員のワークライフバランスの確立を図る点で内容が一致していることから、それぞれの要件を満たし期間を同一にすれば、行動計画を一体的に策定することが可能とされているため、県警察の行動計画は、両法の内容を具備し一体化したものとなっている。計画期間は、改訂前と変わらず、令和3年度から令和7年度まで、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としている。

つぎに3の行動計画の内容について、数値目標及び文言等の修正を行っているが、取組内容に変更はない。引き続き、休暇取得の促進、超過勤務の縮減、職員の仕事と育児・介護等の両立支援、ハラスメント対策、女性職員の採用及び登用の拡大のほか、子育てバリアフリーの促進等に取り組んでいく。

つぎに、4の数値目標の修正点について、今回の改訂では、男性職員の育児参画に関する数値目標に関して、3点修正を行っている。1点目は、集計の単位を暦年から年度に改めているが、これは、県知事部局が年度統計であることから、これに合わせたものとなる。2点目は、「男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇を5日以上取得する割合を毎年50%以上」との目標を廃止し、「配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率100%」のみとした。これは、昨年10月に育児休業制度が改正され、育児参加休暇の取得可能期限が、配偶者の出産後8週から1年までに拡大されたことを受け、より柔軟な取得の促進を図るものである。この2つの休暇取得に関しては、以前から設定している、「配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率100%」を継続し、引き続き男性職員の制度利用促進に努めていく。3点目は、「男性職員の育児休業取得率を令和7年末までに15%以上」との目標を「毎年

度60%以上」に修正した。これは、令和4年中の男性職員の育児休業取得率が71.6%となり、改定前の数値目標を大きく上回ったこと及び今後も同水準の取得率を継続していく必要性に鑑み修正したものである。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「男性の育児休暇が当たり前のシステムとして定着すれば、目指す目標は可能だと思う。比較的治安の良い岩手だからこそ、今のうちにそのようなシステムを定着させてしまえば、何かのときにも対応できる力強さが付くと思う。世の中も今、育児休暇について後押ししている状況であるから、ぜひ一足も二足も早く軌道に乗せてしまい、岩手は治安も良く、県警も働きやすそうだと、県外からどんどん応募がくるようなことを描いてもいいのではないかなと思う。働きやすい環境、そして力を発揮しやすい環境をぜひ一つの手として進めてほしい。また、女性警察官の割合が確実に増えてきていると感じており、今度も20数名、新しく採用されるということである。しかし、ただ入ってくるだけではなく、入ってきて何をしたいのか、女性警察官としての自覚を促すための登用を頭に入れながら、活躍をさせる場を作っていたきたい。このような目標が示されたことから、幹部にはその意味を理解していただきたい。」

○ 警察官の職務に協力援助した者に対する災害給付について

警察本部から、「警察官の職務に協力援助した者に対する災害給付について、本年度新規に認定した事案があったので報告する。災害給付制度は、一般の方が警察官の本来の職務である現行犯人の逮捕や人命救助等に協力援助したことにより、障害を負ったり亡くなった場合等に、協力援助者やその御家族の生活を給付金により支援することを目的とした制度である。

次に、本年度新規に認定した事案の概要については、令和4年7月23日午前8時50分ころ、岩手県胆沢郡金ヶ崎町地内の農業用ため池において発生したものであるが、協力援助者は、水芭蕉の郷という地域住民で構成された活動組織の代表をしていた方で、災害発生当日、農業用ため池の環境整備を目的として、活動組織の構成員が集まり、刈払機などを使って、周囲の草刈り作業を行っていた。当日は小雨模様で、作業を開始した際は一旦止んでいたものの、ため池沿いの濡れた斜面で作業していた構成員の1人が足を滑らせ、ため池に転落した。それを近くで発見した協力援助者が救助しようと池に飛び込んだものの、溺れ、他の構成員が救助に当たったが間に合わず、2人とも溺死したものである。

次に、協力援助者の認定についてであるが、認定に当たっては、警察庁へ事前に協議し、認定の可否を判断してもらうこととなっている。警察庁との協議において、協力援助者は活動組織の代表であったことから、認定理由に記載している法の適用除外に該当するか否かが、協議の焦点となった。管轄の奥州警察署から協力を得ながら検討した結果、この活動組織は、地域で農業に従事されている有志の方々で構成された任意の組織であり、規約により救助義務が定められていないことや、日常の農作業において草刈り作業に精通しているの方々であり、社会道義上の観点から、法の適用除外に該当しない旨警察庁から見解を示され、本年1月23日の認定となった。最後に、災害給付の内容についてであるが、今回の事案では、被災したことに伴い協力援助者が亡くなられたことから、支給対象者は、協

力援助者の配偶者となる。遺族給付については、協力援助者の収入に応じた給付基礎額及び生計を共にしていた御家族の人数に応じた倍数により、198万円余の年金が昨年8月に遡り、今後継続して支給される。また、葬祭給付については、既に支給された健康保険法に基づく埋葬料を差し引いた53万円余の一時金が支給される。なお、現在、この制度により遺族給付年金を受給されている協力援助者の御遺族は3人おり、今回の認定により4人目となります。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「扶養家族がいる間は遺族給付年金が全額支払われるということか。」

→本部説明

「毎年払われることとなる。」

《 委員発言 》

「扶養状態がなくなったら給付されなくなるのか。」

→本部説明

「ご遺族の生活を支援していくということであり、配偶者の方が亡くなるまでは支給されることとなる。今回の場合は配偶者だけが対象となる。」

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和5年2月末現在）について

警察本部から、「令和5年2月中の受理件数は4件で、前年同期比±0件となっている。また、2月末現在の受理累計は6件で、前年同期比-10件となっている。苦情内容の種別は、警察官等の言動に関するもの2件、交通取締りに関するもの1件、交通事件・事故の捜査に関するもの1件となる。受理態様は、文書1件、電話2件、来訪1件となる。

次に、処理状況であるが、2月中の処理件数は2件で、前年同期比-5件となっている。また、2月末現在の処理累計は8件で、前年同期比-5件となっている。そのうち2月中処理で「非あり」としたものは0件で前年同期比-3件となっている。2月中の処理通知態様は、電話1件、その他1件となる。その他1件は回答を希望しなかったため、通知をしていないものとなる。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「非なしであっても、やはり言動に注意は必要である。当事者にとって普通ではない中であって、警察官だけが頼りであるから、そこで横柄に言われたら、言わなくてはいけないと分かっていると言いたくないという気持ちにはなるかもしれない。直接人と関わる仕事の分野にいる警察官には、相手が言いやすいようにしてほしいと思う。何の前触れもなく生年月日を聞かれたら、誰でも警戒するので、話を聞き出すためには空気作りというのも大事だと思う。たださえ警察官の服装は威圧感を感じさせる部分もあり、非はなくても、仕事をする上ではマイナスになってしまうこともあると思うので、言葉遣いに気をつけ、人にもものを聞くときは少々譲って聞くぐらいの謙虚さが必要ではないかと思う。」

【交通部議題】

○ 岩手県道路交通法施行細則の一部改正について

警察本部から、「改正の趣旨は、令和4年改正道路交通法により、いわゆるレベル4に相当する運転者がいない状態での自動運転のうち、特定の場所や条件下で行う「特定自動

運行」に係る都道府県公安委員会の許可制度と、「遠隔操作型小型車」いわゆる自動配送ロボットを道路で通行させる場合に係る都道府県公安委員会への届出制度が創設され、本年4月1日から施行されることから、岩手県道路交通法施行細則に、この「特定自動運行」と「遠隔操作型小型車」に係る申請書等の様式及び提出先を定めるほか、自動車の積載物の高さ制限を緩和する道路の区間を追加指定するとともに、併せて所要の整備をしようとするもの。

つぎに、改正の内容であるが、道路交通法及び同法施行規則の一部改正に係るものとして、「遠隔操作型小型車関係」については、遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならないこと、その届け出た事項を変更しようとするときも同様とすることが規定されたことから、道路交通法施行規則で定める様式として、岩手県道路交通法施行細則別表第1に「遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）」を追加し、提出経由先を「遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長」とするもの。

つぎに、特定自動運行関係について、特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならないこと、特定自動運行の許可を受けた者は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならないことなどが規定されたことから、道路交通法施行規則で定める様式として、岩手県道路交通法施行細則別表第1に「特定自動運行許可申請書」等を追加し、提出経由先を「特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署長」とするもの。

つぎに、高齢運転者等標章関係については、道路交通法施行規則の一部改正により、遠隔操作型小型車使用届出書等の様式が追加されたことに伴い、様式番号の変更が生じたことから所要の整備を行ったほか、これまで「記載事項変更届」及び「再交付申請書」が規定されていなかったことから、今回追加するもの。

つぎに、「高さ制限緩和道路の追加指定に係るもの」として、自動車の積載物の高さ制限については、道路交通法施行令の規定により、大型自動二輪車等を除き、原則として3.8メートルから荷台の高さを減じたものとされているが、岩手県道路交通法施行細則第12条の2の規定により、同細則別表第2に掲げる道路を通行する自動車にあつては、その制限を4.1メートルに緩和している。今般、道路管理者からの高さ制限緩和道路の追加指定要望に基づき調査した結果、制限緩和に支障がないと認められる道路について、主要地方道大船渡綾里三陸線及び一般県道碓石海岸の県道2区間を高さ制限緩和道路に追加するもの。

なお、施行期日は本年4月1日である。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「特定自動運行が始まる時期や見込みは。」

→本部発言

「当県についてはレベル2相当の実証実験として、自動運行が陸前高田市の高田松原復興祈念公園で行われたほか、本年1月に盛岡城跡公園内でレベル2相当の7人乗りの車を走らせたという実証実験が行われたが、レベル4相当の自動運行を当県で運行するという情報は今のところ入っていない。」

《 委員発言 》

「当県ではまだまだ先になるのか。全国的にあり得るのか。」

→本部発言

「自動運行の特定のコースを人に乗せて歩くような、バスのようなイメージだと思うが、様々な条件をクリアする必要がある、現時点で岩手県では具体的な予定は把握していない。全国的には運行される動きがあると聞いている。」

【警備部議題】

○ G7広島サミット警備等の特別派遣に係る本県警察職員の援助要求について

警察本部から、「G7広島サミット警備等の特別派遣に係る本県警察職員の援助要求概要について」の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「帰県してから日が浅い中で植樹祭にも対応しなければならない。体調にも留意しつつ、混乱が生じないように準備をお願いする。」

【警察学校議題】

○ 初任科第98期及び一般職員初任科第36期の入校式について

警察本部から、「入校式は、4月7日金曜日、午前10時から、警察学校体育館で執り行う。入校生は、初任科第98期生が88名、一般職員初任科第36期生が21名、合計109名となっている。一般職員初任科生のうち2名は、情報通信部の職員である。短期課程学生は大学卒業者であり、約6か月、長期課程学生は高校及び専門学校等の卒業者であり、約10か月に渡る研修期間となっている。」

出席者については、新型コロナウイルス感染防止を図るために、来賓を限定し出席をお願いしている。公安委員長には、出席の上、挨拶を賜りたいので、よろしく願います。今回の入校式においては、感染防止対策を徹底し、入校生1名につき家族2名までの出席を予定している。また、新型コロナウイルスの感染状況によっては、家族の出席を取りやめることなどについても想定されるところであり、式典に変更があった場合は、公安委員会補佐室を通じてご報告する。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「多数の入校者をこれから一年かけて育てていくこととなるが、よろしく願います。」

■個別会議

○ 警察学校

初任科第98期及び一般職員初任科第36期の入校式における岩手県公安委員会委員長の対応の説明、決裁

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による文書警告実施についての報告